

社会教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。2 成人式については、新町において調整する。3 高齢者学級については、新町において調整する。4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。5 図書館（室）については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。6 移動図書館については、合併時に再編する。7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。	

「協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 2 成人式については、新町において調整する。 3 高齢者学級については、新町において調整する。 4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。 6 移動図書館については、合併時に再編する。 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。 8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。 9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。 10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
生涯学習推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 第3次幕別町生涯学習中期計画 ・策定年度 平成15年度 ・計画期間 平成16～22年度 ・基本目標 「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人の育成」 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 第5次更別村社会教育中期計画 ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13～17年度 ・基本目標 「生涯学習の観点に立った住民の自主的な社会教育活動の推進」 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 第5期忠類村社会教育中期計画 ・策定年度 平成14年度 ・計画期間 平成15～19年度 ・基本目標 「住民自らが生きがいを持って学習できる生涯学習の振興」 	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
成人式	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 幕別町民会館 ・実施内容及び記念品等 記念品 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 更別村社会福祉センター ・実施内容及び記念品等 個人写真 集合写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日 1月2日 ・開催場所 忠類村コミュニティセンター ・実施内容及び記念品等 記念品 集合写真 	新町において調整する。
高齢者学級	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 しらかば大学 ・目的及び対象者 急激な社会の変化に対応できる高齢者(60歳以上)としてふさわしい社会能力を涵養し、心身の健康保持や余暇時間の活用を図るなど、自ら生きがいを見出すため開設する。 ・生徒数 272名(うち大学院生 153名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 未広学級 ・目的及び対象者 高齢者の生きがい対策として60歳以上を対象に開設する。 ・生徒数 268名 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ナウマン大学 ・目的及び対象者 高齢者が生きがいをもって地域社会活動に参加できるよう心身ともに健康な高齢者を育成するために60歳以上を対象に開設する。 ・生徒数 106名 	新町において調整する。
町村指定文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・指定済の文化財 民俗文化財 ア.幕別町蝦夷文化考古館資料 イ.糠内獅子舞 	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
図書館(室)	<p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町図書館 ・面積 建物 1,375㎡ 敷地 4,200㎡ <p>【図書館分館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町図書館札内分館 ・開設場所 百年記念ホール内 ・面積 419㎡(分館のみ) ・開館時間 10時～18時 毎週木曜日のみ 札内分館10時～20時 ・休館日 毎週火曜日(国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日) 毎月末日 年末年始(12月30日～1月5日) 特別図書整理日(年1回1週間以内) 	<p>【図書室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 更別村農村環境改善センター図書室 ・開設場所 更別村農村環境改善センター内 ・面積 244㎡(図書室のみ) ・開室時間 10時～18時 ・休室日 毎週月曜日 年末年始(12月31日～1月5日) 土曜日及び日曜日を除いた国民の祝日に関する法律に規定された休日 	<p>【図書室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 忠類村ふれあいセンター福寿図書室 ・開設場所 忠類村ふれあいセンター福寿内 ・面積143㎡(図書室のみ) ・開室時間 10時～21時 ・休室日 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日) 年末年始(12月31日～1月5日) 	<p>幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。開館時間は、10時～18時(毎週木曜日10時～20時)とする。休館日、貸出及び返却は、幕別町の例により、合併時に統合する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
図書館(室)(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出及び返却 個人 一人5冊以内、14日以内(移動図書館車での貸出は、次の巡回日まで) 団体 1団体100冊以内、2カ月以内 ・蔵書冊数 174,552冊(平成15年度末現在) ・貸出冊数 156,332冊(平成15年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出及び返却 個人 一人3冊以内、14日以内 団体 規定なし ・蔵書冊数 29,664冊(平成15年度末現在) ・貸出冊数 11,467冊(平成15年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出及び返却 個人 一人5冊以内、10日以内 団体 規定なし ・蔵書冊数 16,224冊(平成15年度末現在) ・貸出冊数 5,949冊(平成15年度) 	
移動図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 移動図書館車「スワデイ号」 ・目的 図書館までの距離がある園児・児童生徒などが容易に利用できるよう移動図書館車を運行する。 ・運行状況 8コース、37ステーション(各コースを曜日別に月2回巡回) ・運行曜日 月・水・木・金の各曜日 	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
学校開放事業	<p>・ 開放施設 体育館及びグラウンド 幕別小学校、札内南小学校、 幕別中学校、糠内中学校、札 内中学校、札内東中学校 札内中学校のグラウンド 照明設備を含む。 体育館、グラウンド及びスケートリンク 糠内小学校、古舞小学校、駒 島小学校、明倫小学校、途別 小学校、白人小学校、札内北 小学校 その他に、文化事業（地域 住民が行う文化的活動）の ために、各小中学校の校舎 も開放している。</p> <p>・ 事業内容 スポーツ事業 地域住民等が行うスポーツ 及びレクリエーション活動 のため開放する事業 ア. 屋内運動場 月～金曜日（祝祭日を除く） 19時～21時 イ. 屋外施設 月～金曜日（祝祭日を除く） 5時～7時</p>	<p>・ 開放施設 体育館及びグラウンド 更別中央中学校 体育館、グラウンド及びスケートリンク 更別小学校、上更別小学校</p> <p>・ 事業内容 スポーツ事業 団体が行うスポーツ及びレ クリエーションのため 開放する事業 ア. 平 日 17時～21時 イ. 土 曜 日 14時～21時 ウ. 日曜・祝祭日 9時～21時 遊び場事業 幼児・児童及び生徒の遊び場 提供のため開放する事業</p>	<p>・ 開放施設 体育館及びグラウンド 忠類小学校、忠類中学校 忠類小学校のグラウンド 照明設備を含む。</p> <p>・ 事業内容 スポーツ事業 団体が行うスポーツ及びレ クリエーションのため開放 する事業 ア. 平 日 17時～22時 イ. 土 曜 日 14時～22時 ウ. 日曜・祝祭日 9時～22時</p>	<p>現行のとおり新 町に引き継ぐもの とする。ただし、事 業内容及び許可対 象については、新町 において調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
学校開放事業(つづき)	<p>(札内中学校は19時～21時も開放)</p> <p>文化事業 地域住民等が行う文化的活動のため開放する事業 ア.校舎・屋内運動場 月～金曜日(祝祭日を除く) 19時～21時</p> <p>・許可対象 幕別町に在住、在勤又は在学する者10名以上が構成する地域住民等で、かつ、監督者としての成人が含まれていること</p>	<p>毎月第2・第4土曜日 9時～12時</p> <p>・許可対象 スポーツ事業 村内に在住、在勤若しくは在学する者が5人以上の団体を構成し、かつ、監督者として成人が含まれること 遊び場事業 幼児又は児童に保護者が付添っていること 生徒の規定はない。</p>	<p>・許可対象 忠類村民で5人以上の団体(グループ)を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれること</p>	
町村民体育祭	該当なし	該当なし	<p>・名称 開村記念村民大運動会</p> <p>・目的 開村を記念し、村民が一堂に会してお互いの親睦と友愛を深め、住みよい豊かな村づくりをめざすことを目的とする</p> <p>・主催 忠類村</p>	事業のあり方について、合併時までに調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
町村民体育祭(つづき)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 後援 忠類村体育連盟 ・ 実施内容 競技 ア. 団体競技 6 競技 イ. 個人競技 3 競技 野外パーティー 	
国際交流員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務 中学校における英語授業の補助 幼稚園及び小学校における国際交流 英語教材作成の補助及び英語能力コンテスト等への協力 英語教員に対する現場研修への補助 特別活動及び課外活動への協力 その他所属長又は校長が必要と認める職務 地方公共団体の国際交流関係事務の補助 地方公共団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力 ・ 現員 1 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務 地域住民との交流活動 社会人を対象とした英会話教室の講師 英語翻訳文の監修 各種行事等への参加・外国人の応接補助・国際交流事業の企画立案及び実施に対する助言等の国際交流活動 その他 ・ 現員 1 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務 中学校における英語授業の補助 英語教材作成の補助及び英語能力コンテスト等への協力 英語教員に対する現職研修への補助 特別活動及び課外活動への協力 社会人(高校生を含む)を対象とした英会話教室の講師 地方公共団体の行う行事への参加、外国人の応接補助、国際交流事業の企画立案及び実施に関する助言等の国際交流活動 その他所属長又は校長が必要と認める職務 ・ 現員 1 名 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
スポーツ表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・褒賞の種類 スポーツ賞 スポーツ奨励賞 ジュニアスポーツ奨励賞 感謝状 	<ul style="list-style-type: none"> ・褒賞の種類 スポーツ賞 スポーツ奨励賞 教育委員会教育奨励賞 は、学校教育分野の表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ・褒賞の種類 スポーツ賞 ア.功績部門 イ.最優秀選手部門 ウ.優秀選手部門 スポーツ奨励賞 ア.功績部門 イ.優秀選手部門 スポーツ努力賞 ア.功績部門 イ.優秀選手部門 ジュニア・スポーツ賞 ア.最優秀選手部門 イ.優秀選手部門 ジュニア・スポーツ奨励賞 ジュニア・スポーツ努力賞 	幕別町の例により、合併時に統合する。
文化表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・褒賞の種類 文化賞 文化奨励賞 少年文化奨励賞 感謝状 	<ul style="list-style-type: none"> ・褒賞の種類 文化賞 文化奨励賞 教育委員会教育奨励賞 は、学校教育分野の表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ・褒賞の種類 文化賞 文化奨励賞 文化努力賞 ジュニア文化賞 ジュニア文化奨励賞 ジュニア文化努力賞 	幕別町の例により、合併時に統合する。

先進事例

おおさきかみじまちょう

大崎上島町（広島県）

各種委員及び審議会については、新町において新たに設置する。

公民館教室については、新町に引継ぐ。教育委員会主催教室の講師料及び、自主教室の会場使用料については、合併時までに調整する。

社会教育講座については、内容を調整し、新町においても引き続き実施する。但し、実施方法については新町において調整する。講座講師料については、合併時までに調整する。

各種事業については、新町においても引き続き実施する。但し、実施方法については、新町において調整する。

文化財については、新町に引継ぐ。

図書室については、新町に引継ぐ。

同和教育関係については、新町において調整する。

ふじかわくちこまち

富士河口湖町（山梨県）

社会教育関係事業

1 生涯学習の取扱い

生涯学習事業については、類似事業の統合を含め、新町において調整する。

2 社会教育施設の取扱い

公民館については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

図書館については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、運営方法については、合併時までに調整し、再編する。

3 文化施設の取扱い

文化施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

町村指定文化財等については、新町に引き継ぐ。

社会体育関係事業

1 各種体育・スポーツ・レクリエーション事業の取扱いについて

各種体育・スポーツ・レクリエーション事業については、新町において調整し、再編する。

2 体育施設の取扱い

社会体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

学校施設の開放については、新町においても引き続き実施する。

3 体育指導委員の取扱い

体育指導委員については、一元化・再編するなかで、新町においても引き続き配置する。

かほく市（石川県）

文化振興事業

- 1 文化祭の開催については、3町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。
- 2 町指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。
- 3 文化財の保管については、基本的に現行のとおりとするが、新市において1箇所に集約・展示できる場所を検討する。
- 4 博物館等の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

社会教育事業

- 1 少年補導センター事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 社会教育表彰事業については、実施の方向で新市において調整する。
- 3 成人式については、各町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。
- 4 立志式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 社会体育施設運営、維持管理業務については、新市において効率的な実施方法に調整する。
- 6 各種スポーツ大会については、新市において同一、又は類似する競技の統合、又は再編等を行い実施する。
- 7 総合型地域スポーツクラブについては、中学校区ごとに設立する。

せいよし市（愛媛県）

- (1) 社会教育施設等については、現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営等については、合併時に調整する。
- (2) 生涯学習事業、公民館講座及び各種行事については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。

いの町（高知県 合併予定 平成16年10月1日）

- (1) 社会教育関係
成人式は、合併後統合する。
校庭開放児童会は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
その他の社会教育関係は、合併後策定する。
- (2) スポーツ振興関係
スポーツ振興は、合併後も推進する。
スポーツ関係の団体は、合併後統合するよう調整する。
大会・教室・講習会等は、合併後速やかに調整し、独自のものは、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 文化振興関係
文化祭は、合併後調整する。
文化協会は、合併後統合するよう調整する。
- (4) 文化財関係は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (5) 各種団体関係は、合併後統合するよう調整する。
- (6) 青少年育成関係は、合併時統合する。
- (7) 公民館運営管理業務等は、現行のとおり新町に引き継ぐ。